

沖縄県で相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書

2023年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が、県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁から起訴されていたことが、本年6月の報道により発覚しました。

また、2023年1月から2024年5月末までに、ほかに4件の性的暴行事件が存在することが判明し、県民の怒りが広がっています。性的暴行は、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪で、断じて許すことはできません。

沖縄県では、本土復帰後2022年度までの50年間で、米軍人・軍属等による殺人や強制性交等の凶悪犯は判明しているだけで584件、また、強制わいせつなどの風俗犯は79件にも上り、後を絶ちません。被害者や家族、関係者のプライバシー保護は最優先とすべきですが、情報提供がなければ、自治体が住民を守る対策を講じられないことから、今回、迅速な情報提供がなかったことは誠に遺憾です。

沖縄県は、我が国と米国に対し、こうした事件、事故が発生するたび、繰り返し、綱紀粛正の徹底、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を講じるよう強く求めてきましたが、これまでの対策は実効性がなかったと断じざるを得ません。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償を行い、丁寧な精神的ケアを行うこと。
2. 米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を示すこと。
3. 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者等のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会等において調整を行い、確実な措置を講じること。
4. 日米地位協定の身柄引渡条項を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月24日

枚方市議会議長 丹 生 真 人

〈提出先〉

外務大臣

防衛大臣

沖縄基地負担軽減担当大臣

沖縄及び北方対策担当大臣